人口	国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口　人

2　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3　法附則第六条第二項ただし書の規定に基づいて行う補正は、段階補正及び経常態容補正とする。

4　前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二の四に定めるところによるものとする。

5　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.5 \times A + 0.5 \times B) \times 0.994$ 0.5 × A 及び 0.5 × B に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式Ⅰ $A = \{ (a1 + a2 + a3 + a4) / a5 \} / 0.324$ (a1 + a2 + a3 + a4) ／ a5 に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 a1　当該都道府県の65歳以上人口（附則第21条第１項第１号の表中11に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した65歳以上人口） a2　令和２年３月31日現在において身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第14身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の当該都道府県の数 a3　令和２年３月31日現在において療育手帳制度要綱（昭和48年9